

旭市民の皆様へ

有田恵子

パソコンが旭市長を決めた。

旭市長選はパソコン操作による不正選挙だった、と推定されます。理由は私が要求している「投票用紙の束の閲覧」を旭選管が拒否しているからです。不正を行っていないければ、「投票用紙の束を閲覧」させて旭選管に不都合なことは全くありません。不正が疑われている以上、旭選管はむしろ喜んで閲覧させるはずです。何故なら、それで疑いを晴らすことが出来るからです。投票用紙は100枚ずつ束にされ、付表を乗せてあります。開票結果が正しければ、100枚の付表を乗せた束が有田76束、明智氏が145束あることになります。これを見せれば不正が無かったことは瞬時に分かるのです。投票用紙の束を見せないと言うことは、束の数が上記と異なっていること、不正を行ったことを白状しているのと同じです。おそらく、パソコン操作で立候補者の得票を入れ替えたのでしょう。私は有田の得票束が145束、明智氏の束が76束と逆になっているものと想定しております。

この不正は、投票用紙を梱包している段ボールを開けさせ、投票用紙の束(100枚)がそれぞれ何束あるか、を数えればすぐわかります。旭市民の皆様にお願います。投票用紙の束を私に開示するよう旭市選管に電話(0479 62-5310)して下さい。ご協力宜しくお願い申し上げます。

なお以下に、旭市選管の不正を、花香選管長に知らせた「お伺い」(第三回)を記載します。この「お伺い」には千葉選管に出した「審査申立書」も載せてあります。

平成29年9月19日

旭市選挙管理委員長 花香勝久殿

旭市長選落選者 有田恵子

お伺い(第三回)

私は9月5日、千葉県選管に「審査申立書」を二部提出し、一部は旭市選管に送るということでしたので、とっくに着いているものと思われます。しかし、ひょっとしたら貴殿には知らされていないかもしれませんので、「審査申立書」の同文を以下に記載してお届けいたします。貴殿は旭市における有名な芸術家、人格者でこの不正には全く関わっていないものと確信しておりました。しかし、私は貴殿に「お伺い」を2度出しておりますが、何の回答もなく、また、犯人である飯島課長と飯笹主査を

自首させてもおりません。何の行動もとられないところを見ると、貴殿はこの不正を了承していたものと推測せざるを得ません。開票終了後、飯島課長は貴殿たちにペコペコ頭を下げ不自然な動きを見せておりました。おそらく、不正を見逃して欲しいと貴殿たちに嘆願していたものと推測しております。貴殿たちはこれを了承したのでしょうか。もしそうであれば貴殿は共犯者、とすることになります。自ら自首して下さい。自首して知っていることを全て白状して下さい。それが選管長として当然の務めです。私はこの不正を絶対に許しません。許せば旭市選管は同様の不正を今後も実行するでしょう。まず、年末に行われる市議選で当選確実な人の得票を、飯島課長が当選させたい人の得票とすり替えるでしょう。これは民主主義の根幹を揺るがす不祥事です。私は最終的には東京高裁まで争うつもりですが、その前に、貴殿が自首しない場合には、この「お伺い」(第三回)を葉書にして旭市全域に配布する予定です。

なお、千葉県選管に出した「審査申立書」は以下の様なものでした。」

審 査 申 立 書

平成 29 年 9 月 5 日

千葉県選挙管理委員会 御中

審査申立人 有田恵子

次の通り審査を申立てます。

1、 2 省略

3、 審査申立ての趣旨

旭市選管に、平成 29 年 7 月 23 日執行の旭市長選挙における当選人明智忠直氏の当選は無効とするとの決定を求めましたが、8 月 15 日、却下されました。そこで改めて明智忠直氏の当選を不服として貴委員会に当選無効の審査申立てを行うものです。

4、 審査申立ての理由

期日前投票の出口調査では、7 対 3 で有田が圧勝しているとの情報を、数多くの市民から受けました。遊説中の市民の反応も良好であり、2 対 1 での完敗はあり得ません。また、インターネットの情報からも同様の反応がありました。

選挙日当日、開票が終了しても明智氏側立会人の勝利宣言は出ませんでした。明智氏側立会人にも勝利は確認できなかったのです。もし、2 対 1 の大差で明智氏が大勝していたのであれば開票開始後 10 分で勝利は判明していたはずですが。

私が要求した投票用紙の束の閲覧を、旭選管から理由にならない理由で拒否されました。これは集計作業で不正を働いた決定的証拠です。私はただ、有田の束（100 枚）が 76 束、明智氏の束が 145 束ある筈で、これを確認したかっただけです。束の数を数えさせて旭選管に不都合なことは何一つありません。疑いを晴らすためには束を見せて「これ見よ」と言うのが当たり前です。数えさせないということは発表数字と実数が合わないことを証明しております。集計作業で不正を働いたことを白状しているのです。

付表の廃棄も集計作業で不正を行った証拠でしょう。有田、明智氏とも付表を 300 枚刷りました。これを投票日翌日 7 月 24 日すべて廃棄しております。これは不正の証拠隠滅になります。何故なら、有田の分は 77～ 300 まで残っていなければなりません。明智氏の分は 146～ 300 までが残っているはずで、これが残っておれば正しい集計が行われた証拠となります。逆にこれを処分したということは証拠隠滅を図ったこととなります。

集計の不正はパソコンの設定、操作で簡単に行うことができます。開票作業中に衆人環視の中で不正を行うことは極めて困難です。しかし、パソコン操作で事前に設定しておけば簡単です。具体的に言えば、開票日前夜パソコン操作で有田の得票を明智氏の得票に飛ばし、明智氏の得票を有田の得票に飛ばせばよいのです。このように二人の得票をすり替えるように設定しておけばよいのです。

選挙専用パソコンの設定は飯笹氏が 1 人で行いました。飯笹氏は選挙管理員の中で最も長く選挙管理員をしており、最もパソコンに精通している人物です。もちろん責任者である飯島課長は了解しているでしょう。つまり、主犯が飯島課長で実行犯が飯笹主査であると確信しました。そこでその旨各種文書に記載し、私のホームページにも載せております。載せた理由は飯島課長や飯笹主査に名誉棄損で訴えて欲しかったからです。訴えれば証拠となる投票用紙を開示しなければならなくなるからです。

飯島課長も飯笹主査も犯人扱いされており、名誉棄損で訴えなければなりません。それなのに、名誉棄損で訴えるどころか文句一つ言ってきません。これは私の言ったこと（選挙専用パソコンの事前設定で集計作業の不正を行ったこと）が真実であることを証明しております。

旭選管の元委員長石毛氏及び現委員長花香氏にもこの推理（飯島氏と飯笹氏が共謀して有田の得票と明智氏の得票のすり替え）を記載した「お伺い」文書を出して、投票用紙の束を確認するよう依頼しておりますが、お二人から何の回答もありません。このことは、不正が行われたことを認識されている確たる証拠です。

証拠は投票用紙現物です。しかし、投票用紙を 1 枚 1 枚詳細に見る必要はありません。付表とともに旭選管の倉庫に梱包されて保管されている投票用紙を入れた段ボールを開封して、投票用紙の束が有田の分が 76 束、明智氏の分が 145 束あるかどうか、を確認すればよいのです。束を確認することは集計作業が正しく行われたかどうかを確認することになります。それだけで不正の真相は判明するのです。

以上